

営業者の責務について



キーワード問題



**受講後の入力フォームで回答が必要です。
答えをメモしておいてください。**

問題

食品衛生責任者は必ず営業者がならなければならない。○か×か。

営業者って？

営業者と聞くとどんな人を想像しますか？



ふじキュン♡



まず営業とは？

食品衛生法では「営業」は次のように定義されています。

食品衛生法第四条 第七項

この法律で営業とは、業として食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。



ふじキュン♡

漁師が漁で魚をとる
含まない



農家が育てた野菜を収穫
含まない



つまり営業者とは



食品衛生法では「営業者」は次のように定義されています。

食品衛生法第四条 第八項

この法律で営業者とは、**営業を営む人又は法人**をいう。



営業許可書の氏名
だキュン♡

営業者と食品等事業者



ふじキュン♡

食品衛生法第三条 第一項

食品等事業者（食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。）はその採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、または営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装（以下「販売食品等」という。）について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



営業者と食品等事業者の関係



ふじキュン♡

食品等事業者

営業者

食品又は添加物の採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬、販売をする者

器具又は容器包装の製造、輸入又は販売をする者

学校、病院その他の施設において、継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する者

食品等事業者の努めること



ふじキュン♡

食品衛生法第三条 第一項

食品等事業者はその採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装（以下「**販売食品等**」という。）**について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**

営業者の責務について



ふじキュン♡

営業者の責務について (食品衛生法第三条より)



ふじキュン♡



- 安全性の確保に係る知識及び技術の習得
- 原材料の安全性の確保
- 自主検査の実施
- その他必要な措置

営業者の責務について (食品衛生法第三条より)



ふじキュン♡



- ・ 販売食品等や原材料の販売を行った者の名称その他の情報の記録とその保存

営業者の責務について (食品衛生法第三条より)



ふじキュン♡



- 食品衛生上の危害発生の防止のため記録を行政に提供する
- 危害の原因となった販売食品等の廃棄
- その他必要な措置

営業者の遵守事項について (食品衛生法第五十一条より)



- ・施設の清潔保持などの一般的な衛生管理
- ・特に重要な工程を管理するための取組
(飲食店などではその取り扱う食品の特性に応じた取組)

ハ サ ッ プ
H A C C P





営業者の遵守事項について定められた基準

(食品衛生法第五十一条、食品衛生法施行規則第六十六条の二 別表第十七より)

一般的な衛生管理の基準

①〇〇〇〇〇〇〇〇の選任

②施設の衛生管理

③設備等の衛生管理

④使用水等の管理

⑤ねずみ及び昆虫対策

⑥廃棄物及び排水の取扱い

⑦食品等取扱者の衛生管理

⑧検食の実施

⑨情報の提供

⑩回収・廃棄

⑪運搬

⑫販売

⑬〇〇訓練

⑭その他

(仕入元等の記録・保存、自主検査の記録・保存)





営業者の遵守事項について定められた基準

(食品衛生法第五十一条、食品衛生法施行規則第六十六条の二 別表第十七より)

一般的な衛生管理の基準

①食品衛生責任者等の選任

②施設の衛生管理

③設備等の衛生管理

④使用水等の管理

⑤ねずみ及び昆虫対策

⑥廃棄物及び排水の取扱い

⑦食品等取扱者の衛生管理

⑧検食の実施

⑨情報の提供

⑩回収・廃棄

⑪運搬

⑫販売

⑬〇〇訓練

⑭その他

(仕入元等の記録・保存、自主検査の記録・保存)



食品衛生責任者の選任とその役割



営業者は、食品衛生責任者を定めること

- 食品衛生監視員、食品衛生管理者の資格要件を満たす者
- 調理師、製菓衛生士、栄養士など
- 食品衛生責任者養成講習会を受講した者

食品衛生責任者の選任とその役割

(食品衛生法施行規則第六十六条の二 別表第十七より)



ふじキュン♡

食品衛生責任者

都道府県知事等が行う講習会を定期的に受講する

営業者の指示に従い衛生管理に当たる

HACCPの遵守のために必要な注意を行い、営業者に必要な意見を述べるよう努める

営業者

〇〇〇〇〇〇〇〇の意見を尊重する

食品衛生責任者の選任とその役割

(食品衛生法施行規則第六十六条の二 別表第十七より)



ふじキュン♡

食品衛生責任者

都道府県知事等が行う講習会を定期的に受講する

営業者の指示に従い衛生管理に当たる

HACCPの遵守のために必要な注意を行い、営業者に必要な意見を述べるよう努める

営業者

食品衛生責任者の意見を尊重する



ふじキュン♡

営業者の遵守事項について定められた基準

(食品衛生法第五十一条、食品衛生法施行規則第六十六条の二 別表第十七より)

一般的な衛生管理の基準

- ①食品衛生責任者等の選任
 - ②施設の衛生管理
 - ③設備等の衛生管理
 - ④使用水等の管理
 - ⑤ねずみ及び昆虫対策
 - ⑥廃棄物及び排水の取扱い
 - ⑦食品等取扱者の衛生管理
 - ⑧検食の実施
 - ⑨情報の提供
 - ⑩回収・廃棄
 - ⑪運搬
 - ⑫販売
 - ⑬〇〇訓練
 - ⑭その他
- (仕入元等の記録・保存、自主検査の記録・保存)





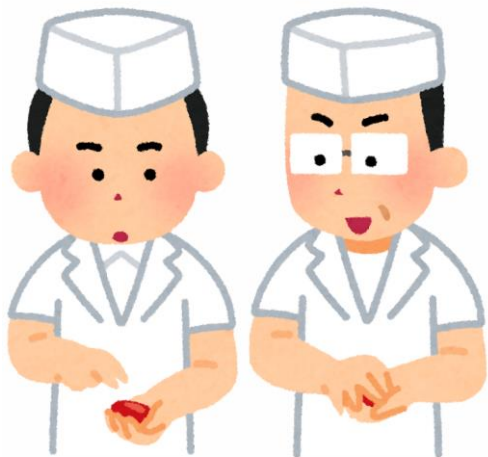
営業者の遵守事項について定められた基準

(食品衛生法第五十一条、食品衛生法施行規則第六十六条の二 別表第十七より)

一般的な衛生管理の基準

- ①食品衛生責任者等の選任
 - ②施設の衛生管理
 - ③設備等の衛生管理
 - ④使用水等の管理
 - ⑤ねずみ及び昆虫対策
 - ⑥廃棄物及び排水の取扱い
 - ⑦食品等取扱者の衛生管理
 - ⑧検食の実施
 - ⑨情報の提供
 - ⑩回収・廃棄
 - ⑪運搬
 - ⑫販売
 - ⑬教育訓練
 - ⑭その他
- (仕入元等の記録・保存、自主検査の記録・保存)

教育訓練



- 営業者は、食品等取扱者に対して、衛生管理に必要な教育を実施すること
- 教育訓練の効果について定期的に検証を行い、必要に応じて教育内容の見直しを行うこと

キーワード問題の答え



問題

食品衛生責任者は必ず営業者がならなければならない。○か×か。

答えは × です。



ふじキュン♡

